

慶橋図書館相互利用実施要綱

2004（平成16）年6月1日制定
2014（平成26）年11月1日改正
2019（平成31）年1月1日改正
2023（令和5）年5月8日改正

1 対象図書館

相互利用の対象図書館（メディアセンター）は、以下に示す通りとする

（1）一橋大学

- 中央図書館
- 経済研究所資料室
- 経済研究所社会科学統計情報研究センター
- 千代田キャンパス図書室

（2）慶應義塾大学

- 三田メディアセンター
- 日吉メディアセンター（但し協生館図書室を除く）
- 信濃町メディアセンター
- 理工学メディアセンター
- 湘南藤沢メディアセンター（但し看護医療学図書室を除く）

2 利用者の範囲

- （1）原則として、相互利用の対象とする利用者の範囲は、双方の大学に所属する常勤の教職員および正科の学生とする。
- （2）入館を認める身分の詳細については、身分表を双方で取り交わすこととする。

3 入館手続・サービス内容

- （1）利用者が相手方図書館に入館する際には、慶應義塾大学常勤教職員にあっては教職員証、一橋大学常勤教職員にあっては職員証、双方の学生にあっては学生証を提示するものとする。
- （2）利用者が提供を受けられるサービスは主に以下のものをいう。
 - （i）館内での所蔵資料の閲覧
 - （ii）館内での所蔵資料の複写
- （3）上記以外のサービス、およびそれに関する規程や手続きの詳細については、各図書館が定めたものに準ずる。

4 その他

- （1）この要綱の運用に進展、疑義が生じたとき、若しくはこの要綱に定めのない事例が生じたときは、慶應義塾大学メディアセンター本部事務長および一橋大学学術・研究推進部学術情報課長を窓口として双方が協議するものとする。
- （2）この要綱は、慶應義塾大学メディアセンター本部事務長および一橋大学学術・研究推進部学術情報課長の協議を経て改定することができる。

以 上